

2006年3月27日

「テロの未然防止」を目的とした「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」に反対する緊急声明

東京都港区愛宕 1-6-7  
愛宕山弁護士ビル 306 号  
社団法人 自由人権協会  
代表理事 弘中惇一郎  
同 紙谷雅子  
同 田中宏  
同 庭山正一郎

社団法人自由人権協会（JCLU）は、現在国会で審議されているテロの未然防止を目的とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」（以下、「改正案」という。）については、とりわけそれが規定する「上陸審査時における外国人の個人識別情報の提供に関する規定等の整備」が、プライバシー、幸福追求権を違法に侵害するとともに、外国人を「犯罪者予備軍」とする偏見と予断を助長するもので、めざすべき多民族共生社会への道に反するものであるので、強く反対する。

改正案は、わが国に上陸申請するすべての外国人から「電磁的方式によって個人識別情報（指紋、写真、その他）を提供」させるものであり、アメリカにおいて2004年から実施されているUS-VISIT（U.S. Visitor and Immigrant Status Indicator Technology の略）の日本版といわれている。

そもそも指紋や骨格等の生体情報はきわめてセンシティブな個人情報である。したがって、政府が、一部の例外を除いて、来日するすべての外国人から、個別具体的な理由もないままに強制的にこれらの情報を収集することは、憲法第13条で保障するプライバシー、幸福追求権を違法に侵害するものであり、到底許されることではない。

最高裁も、指紋の押捺について、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有する」（最高裁判決1995年12月15日）と判断しており、改正案は、この最高裁判決にも反するものである。また、自由権規約第7条にいう「品位を傷つける取扱い」にも該当する。

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

とりわけ、指紋採取は、歴史的に外国人管理の象徴ともいえるもので、政府が長く在日外国人に強制し、犯罪者と同視するかのごとき屈辱感を与えつつ彼らの管理のために用いてきた歴史があった。これに対して在日外国人らが指紋押捺拒否運動を行い、これを健全な日本世論が後押しする長い経過を経て、指紋押捺は、ようやく 1993 年に永住者等について、2000 年には非永住外国人について、それぞれ廃止された。これらの歴史的経過を踏まえ、強制的な指紋採取がそもそも日本人にとっても違和感があつて許されないことであることに思いをはせれば、外国人の指紋採取は安易に認められるべきものではない。

そもそも、指紋などの生体情報の採取という手段がテロリスト対策に有効であるか否かについては何ら実証がない。アメリカの US-VISIT については、一般犯罪者の摘発につながったケースは報告されているものの、テロリストそのものの摘発につながったという明確な効果は確認されていないのである。このような有効性の明らかでない上に人権を著しく侵害する手段を、テロ対策という名目の下に実施することは、目的と手段とのバランスを明らかに欠く不当なものである。

以上から、当協会は、改正案の外国人の生体情報の取得に強く反対する。

以上